

毒物劇物取扱者試験合格基準

次の 1 及び 2 を同時に満たす者を、合格者とする。

- 1 実施する試験科目の合計が、満点の 6 割以上である者
- 2 実施する試験科目ごとの得点が、おのこの満点の 4 割以上である者

※試験科目とは

- ①毒物及び劇物に関する法規（法規）
- ②基礎化学（基礎化学）
- ③毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（性質・貯蔵・取扱）
- ④毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地）